

議案第 58 号

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

義務教育学校として「羽曳野市立はびきの埴生学園」を設置することに伴い、関連する条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例を制定するものであります。

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年羽曳野市条例第273号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市立学校設置条例

第1条に見出しとして「(小学校の設置)」を付し、同条の表中「大阪府」を削り、

「

同	西浦小学校	同	西浦1050番地
同	埴生小学校	同	伊賀5丁目8番1号

」を

「

同	西浦小学校	同	西浦1050番地
---	-------	---	----------

」に改める。

第2条に見出しとして「(中学校の設置)」を付し、同条の表中「大阪府」を削り、

「

同	高鷲中学校	同	島泉9丁目15番4号
同	羽曳野中学校	同	伊賀5丁目8番1号

」を

「

同	高鷲中学校	同	島泉9丁目15番4号
---	-------	---	------------

」に改め、同条

の次に次の1条を加える。

(義務教育学校の設置)

第3条 羽曳野市立義務教育学校を次のとおり設置する。

名称	位置
----	----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 羽曳野市立はびきの埴生学園の入学手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中「羽曳野市立幼小中学校園校区審議会委員」を「羽曳野市立学校園校区審議会委員」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 4 執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の表羽曳野市立幼小中学校園校区審議会の項中「羽曳野市立幼小中学校園校区審議会」を「羽曳野市立学校園校区審議会」に、「、小学校及び中学校」を「及び学校」に改め、同表羽曳野市教科用図書選定委員会の項中「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

(羽曳野市立市民体育館条例の一部改正)

- 5 羽曳野市立市民体育館条例(昭和 50 年羽曳野市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表備考に次のように加える。

- 2 中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

(羽曳野市立市民プール条例の一部改正)

- 6 羽曳野市立市民プール条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次の 1 号を加える。

(2) 中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

(羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例の一部改正)

7 羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例(平成4年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表2の表備考に次のように加える。

2 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

(羽曳野市立総合スポーツセンター条例の一部改正)

8 羽曳野市立総合スポーツセンター条例(平成9年羽曳野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号Aの表備考に次のように加える。

4 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

別表第1第2号Bの表備考に次のように加える。

3 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

(羽曳野市立児童館条例の一部改正)

9 羽曳野市立児童館条例(平成9年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

(羽曳野市立向野共同浴場条例の一部改正)

10 羽曳野市立向野共同浴場条例(平成14年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。

(羽曳野市留守家庭児童会条例の一部改正)

11 羽曳野市留守家庭児童会条例(平成14年羽曳野市条例第40号)の一部を次のよう

に改正する。

第 1 条中「小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

第 2 条の表埴生留守家庭児童会の項中「埴生小学校」を「はびきの埴生学園」に改める。

(羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正)

12 羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例(平成 21 年羽曳野市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考に次のように加える。

4 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含む。

別表第 2 の備考に次のように加える。

2 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含む。

(羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正)

13 羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

14 羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第 11 条中「、小学校」の次に「若しくは義務教育学校」を、「その他小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第 27 条第 3 項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

15 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「小学校」の次に「又は義務教育学校(前期課程に限る。)」を加える。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「小学校」の次に「又は義務教育学校(以下「小学校等」という。)」を加え、同項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項中「小学校」を「小学校等」に改める。

第 21 条中「小学校等」の次に「その他の」を加える。

羽曳野市立小学校及び中学校設置条例 新旧対照表

新	旧																																																				
<p><u>羽曳野市立学校設置条例</u></p> <p>(小学校の設置)</p> <p>第1条 羽曳野市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立古市小学校</td> <td>羽曳野市古市1丁目2番5号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 西浦小学校</td> <td>同 西浦1050番地</td> </tr> <tr> <td>同 高鷲小学校</td> <td>同 島泉2丁目1番19号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中学校の設置)</p> <p>第2条 羽曳野市立中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立誉田中学校</td> <td>羽曳野市誉田6丁目5番37号</td> </tr> <tr> <td>同 高鷲中学校</td> <td>同 島泉9丁目15番4号</td> </tr> <tr> <td>同 峰塚中学校</td> <td>同 西浦6丁目48番地</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(義務教育学校の設置)</p> <p>第3条 羽曳野市立義務教育学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立はびきの埴生学園</td> <td>羽曳野市伊賀5丁目8番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	羽曳野市立古市小学校	羽曳野市古市1丁目2番5号	省略		同 西浦小学校	同 西浦1050番地	同 高鷲小学校	同 島泉2丁目1番19号	省略		名称	位置	羽曳野市立誉田中学校	羽曳野市誉田6丁目5番37号	同 高鷲中学校	同 島泉9丁目15番4号	同 峰塚中学校	同 西浦6丁目48番地	省略		名称	位置	羽曳野市立はびきの埴生学園	羽曳野市伊賀5丁目8番1号	<p><u>羽曳野市立小学校及び中学校設置条例</u></p> <p>第1条 羽曳野市立小学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立古市小学校</td> <td>大阪府羽曳野市古市1丁目2番5号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 西浦小学校</td> <td>同 西浦1050番地</td> </tr> <tr> <td>同 埴生小学校</td> <td>同 伊賀5丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>同 高鷲小学校</td> <td>同 島泉2丁目1番19号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 羽曳野市立中学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽曳野市立誉田中学校</td> <td>大阪府羽曳野市誉田6丁目5番37号</td> </tr> <tr> <td>同 高鷲中学校</td> <td>同 島泉9丁目15番4号</td> </tr> <tr> <td>同 羽曳野中学校</td> <td>同 伊賀5丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>同 峰塚中学校</td> <td>同 西浦6丁目48番地</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	羽曳野市立古市小学校	大阪府羽曳野市古市1丁目2番5号	省略		同 西浦小学校	同 西浦1050番地	同 埴生小学校	同 伊賀5丁目8番1号	同 高鷲小学校	同 島泉2丁目1番19号	省略		名称	位置	羽曳野市立誉田中学校	大阪府羽曳野市誉田6丁目5番37号	同 高鷲中学校	同 島泉9丁目15番4号	同 羽曳野中学校	同 伊賀5丁目8番1号	同 峰塚中学校	同 西浦6丁目48番地	省略	
名称	位置																																																				
羽曳野市立古市小学校	羽曳野市古市1丁目2番5号																																																				
省略																																																					
同 西浦小学校	同 西浦1050番地																																																				
同 高鷲小学校	同 島泉2丁目1番19号																																																				
省略																																																					
名称	位置																																																				
羽曳野市立誉田中学校	羽曳野市誉田6丁目5番37号																																																				
同 高鷲中学校	同 島泉9丁目15番4号																																																				
同 峰塚中学校	同 西浦6丁目48番地																																																				
省略																																																					
名称	位置																																																				
羽曳野市立はびきの埴生学園	羽曳野市伊賀5丁目8番1号																																																				
名称	位置																																																				
羽曳野市立古市小学校	大阪府羽曳野市古市1丁目2番5号																																																				
省略																																																					
同 西浦小学校	同 西浦1050番地																																																				
同 埴生小学校	同 伊賀5丁目8番1号																																																				
同 高鷲小学校	同 島泉2丁目1番19号																																																				
省略																																																					
名称	位置																																																				
羽曳野市立誉田中学校	大阪府羽曳野市誉田6丁目5番37号																																																				
同 高鷲中学校	同 島泉9丁目15番4号																																																				
同 羽曳野中学校	同 伊賀5丁目8番1号																																																				
同 峰塚中学校	同 西浦6丁目48番地																																																				
省略																																																					

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市立学校 園校区審議会委 員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市立幼小 中学校園校区審 議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に 同じ
	その他の委員 日額 7,000 円			その他の委員 日額 7,000 円	
省略			省略		

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 省略		1 省略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
省略		省略	
羽曳野市立学校園校区審議会	市立幼稚園及び学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項	羽曳野市立幼小中学校園校区審議会	市立幼稚園、小学校及び中学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市教科用図書選定委員会	市立学校において使用する教科用図書及びその採択についての調査研究、審議等に関する事項	羽曳野市教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書及びその採択についての調査研究、審議等に関する事項
省略		省略	

羽曳野市立市民体育館条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1(第7条関係)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人利用の場合</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>別表第1(第7条関係)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人利用の場合</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市立市民プール条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>(1) 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表(第7条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 個人利用料 表 省略 備考 1 省略 2 <u>小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>別表(第7条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 個人利用料 表 省略 備考 1 省略</p> <p>3 省略</p>

羽曳野市立総合スポーツセンター条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1(第8条関係)</p> <p>総合体育館料金表</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人利用料</p> <p> A メインアリーナ・サブアリーナ・フリー ルーム利用料金表</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p> 1～3 省略</p> <p> 4 <u>小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p> <p> B 浴室利用料金表</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p> 1・2 省略</p> <p> 3 <u>小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>別表第1(第8条関係)</p> <p>総合体育館料金表</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 個人利用料</p> <p> A メインアリーナ・サブアリーナ・フリー ルーム利用料金表</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p> 1～3 省略</p> <p> B 浴室利用料金表</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p> 1・2 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市立児童館条例 新旧対照表

新	旧
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 児童館を使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)</u>に在学する者</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第3条 児童館を使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 小学校に在学する者</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市立向野共同浴場条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p> <p><u>備考 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含み、中学生には義務教育学校の後期課程の生徒を含む。</u></p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>表 省略</p>

羽曳野市留守家庭児童会条例 新旧対照表

新	旧																
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。))に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>(児童会の名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埴生留守家庭児童会</td> <td>同 伊賀5丁目8番1号 (はびきの埴生学園内)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		埴生留守家庭児童会	同 伊賀5丁目8番1号 (はびきの埴生学園内)	省略		<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。</p> <p>(児童会の名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埴生留守家庭児童会</td> <td>同 伊賀5丁目8番1号 (埴生小学校内)</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		埴生留守家庭児童会	同 伊賀5丁目8番1号 (埴生小学校内)	省略	
名称	位置																
省略																	
埴生留守家庭児童会	同 伊賀5丁目8番1号 (はびきの埴生学園内)																
省略																	
名称	位置																
省略																	
埴生留守家庭児童会	同 伊賀5丁目8番1号 (埴生小学校内)																
省略																	

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1(第6条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p><u>4 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含む。</u></p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p><u>2 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含む。</u></p>	<p>別表第1(第6条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p>

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>をいう。</p> <p>(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校<u>及び中学校</u>をいう。</p> <p>(4) 省略</p> <p>以下省略</p>

新	旧
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 1・2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、<u>小学校</u>、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、<u>小学校</u>若しくは<u>義務教育学校</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校</u>、<u>義務教育学校</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第12条～第26条 省略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 1・2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校</u>、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 1・2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第12条～第26条 省略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 1・2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第 6 条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 7 条～第 18 条 省略 (開所時間及び日数)</p> <p>第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、<u>小学校又は義務教育学校(以下「小学校等」という。)</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校等</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校等</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、<u>小学校等</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>第 20 条 省略 (関係機関との連携)</p> <p>第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する<u>小学校等その他</u>の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第 6 条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第 7 条～第 18 条 省略 (開所時間及び日数)</p> <p>第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、<u>小学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、<u>小学校</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>第 20 条 省略 (関係機関との連携)</p> <p>第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する<u>小学校等</u>関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p> <p>以下省略</p>